

平成27年12月第5回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成27年12月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小菅耕二
- 7番 小山栄治
- 8番 木村利晴
- 9番 桜田秀雄
- 10番 林修三
- 11番 山口孝弘
- 12番 小高良則
- 13番 湯浅祐徳
- 14番 川上雄次
- 15番 林政男
- 16番 新宅雅子
- 17番 京増藤江
- 18番 丸山わき子
- 19番 石井孝昭
- 20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	梅澤孝行

主		査	中 嶋 敏 江
主	査	補	須賀澤 勲
主	査	補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成27年12月8日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第13号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

市長の専決処分事項について、1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第13号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とします。

また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いします。

最初に、小高良則議員の質疑を許します。

○小高良則君

それでは、私は、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、通告に従いお伺いいたします。

ここで保険税が改定されるということは、市民に対してどのように受けとめられるのかというのを私は考えました。市民生活は決して向上しているとは思えません。物があふれデフレの状態の中ですが、所得が向上しているわけではなく、また年金生活の人も決して年金がたくさんもらえているとは思っておりません。物の価値として200万円の収入の人、500万円の収入の人、1千万円の収入の人たちが、例えば毎年20万円の物を必ず買わなくちゃいけない、これは税から例えています、そのときにその20万円の物というのは、200万円の人には必死な思いで多分支払いをしたいと思います。また500万円、1千万円の人、どうしようかと、でもしようがないかと簡単に買えるのではないかと思います。物の価値観が、200万円の人と500万円、1千万円の人ではかなり開きがあると私は考えております。

また、税にしてみても、これは義務的なものですから必ず払わなくちゃいけない。そのときに八街市の人たちは私に八街の国保税は高いですよとよく言われます。でも、私は高いんじゃないんだよ、県内でも平均ですということを雑駁に説明するのですが、県内順位の表も私たち議員は配付されているところです。その中で、説明できないときには私たちのいただいている表を市民の方々にお示しして、八街市のどのような千葉県内での課税の状況かというのを説明しているわけですが、それでも先に述べたように200万円の収入の人、500万円の収入の人、1千万円の収入の人、200万円の収入の人から見れば、月々の20万円の毎年かかる費用に対しては当然高いというような認識を持つてしまうのは当たり前のこ

とで考えられます。弱者の所得の低い人の立場に考えたとき、私たちはどのような手法をもって国保を健全運営していかないかということを考えていかなければならないと私は思います。

ただ、今回の説明の中で負担の原則とか聞きました。若干の説明は受けていますが、しかし、ここで国保税を改正するからには十分市民にその理由を理解浸透していただき、上げるからには滞納も決して増えないように施策を設けていかななくてははいけない。十分な説明と、また市民の皆様にも計画をもって納税してもらい、また生活してもらいということの1つの手法である。

また、私たちは課税するだけ、私は課税するわけではないのですが、課税側は課税だけでなく、やはり市民全体の収入の確保、また向上を多方面から図って行って生活の向上に努め寄与しなくてははいけないと考えております。全てが1つでつながっている、私はその行く末には教育の生きる力、学力を付けるということは生きる力を、また将来のよりよい職につくための1つの手法が教育だとも考えております。そこまで今広げて質問してしまうとちょっと離れてしまいますので、一つ一つ通告に従って順序を隔ててお伺いしていきたいと思っております。

まず第1に、今回歳出を抑制するために何か抑制、考えてきたことがあると思っております。安易に上げてはいけない、その中でどのような抑制策を考え、図ってきたのかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

まず、国民健康保険特別会計の歳出の大半は、被保険者の医療費でございます。この医療費削減への取り組みといたしましては、予防医療が重要であると考えております。その中で、生活習慣病の予防のため特定健康診査及び特定保健指導を行っておりますが、その実施方法について毎年改善を図っております。一例を申し上げますと、特定健診は例年8月に実施しておりますが、平成26年度からは11月にも後期日程として実施しております。また、検査項目の追加も行っております。そして、本年度からは、新たに特定健診の結果説明会も実施しております。また、レセプト点検やジェネリック医薬品の普及に努めまして歳出の抑制を図ったところでございます。

○小高良則君

レセプトを使って歳出の抑制を図っている、恐らく頻回受診ということがございます。レセプトを調査した中で頻回受診の抑制なども図れるのではないかなと思うんですが、その点についていかが考えるかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

現在診療報酬明細とレセプトですが、その審査と支払いは国保連合会というところに委託して行っておりますが、それをさらに市役所の方で委託業者に委託しまして、二次点検というものを行っております。その中では不正請求とか重複請求を点検しているわけなんですけど、現在のところ頻回受診、あるいは重複受診、何度も同じお医者さんに通うとか、同じ症状で

別のお医者さんをはしごするとか、そういうものについては現在点検を行っておりません。この調査には専門的な知識が必要となりますので、どうしても委託することになりますが、また、そういうものを発見した場合に保健師とかが指導することになるのですが、そういう人的な問題もあるため現在は行っておりませんが、医療費抑制にもつながることですので、今後の医療費適正化の課題と考えております。

○小高良則君

抑制できて課税率を上げないためであれば費用はかかるとは思いますが、ぜひ、その辺を検討していただきたいと思えます。

また、医療で長期に医療機関にかかっている方はたくさんいると思えますが、やはり本当に抑制するのであればセカンドオピニオンなりドクターを変えてみることも必要だと考えますが、ただ、それは個人の意思の尊重もありますので、今後の研究課題かと思うので、ぜひ検証をお願いしたいと思えます。

時間がないので次に進みます。2番として、資産割のみ廃止し、資産割は僕が議員になってから、かねてから金利がなかったので資産割を廃止してもらったのは大変よかったなと思っております。ただし、資産割廃止した後でも負担が変わっていないと、大変残念なところがございますが、資産割のみを廃止しての運営は困難だったのかお伺いたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

まず、国民健康保険特別会計は、平成25年度、平成26年度と2年連続で赤字となっております。保険税収入が不足している状況にあります。そのような中で、資産割を廃止することによりまして約1億円の減収が見込まれます。これを廃止しただけでは歳入が不足することにより国保事業の運営ができない状況になると考えられます。

○小高良則君

歳入歳出のバランスを考えた税負担率だと見られるが、今の答弁にも絡めますが、根拠についてお伺いたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国保会計は平成26年度末で約2億8千万円の累積赤字があります。本来であれば、この赤字を解消できるだけの税負担率にしなければなりません。それでは大幅に変更する必要があるため、平成26年度の単年度赤字分程度の増収を見込みまして、それにより累積赤字が増加しない程度の税負担率とするものでございます。

○小高良則君

資産税収は実際どのくらいあったのか、また税率を変えると影響額はどのくらいなのか、もう一度お伺いたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国民健康保険税収入のうち資産割による収入は約1億円です。また、今回の税率改正によりまして、1億3千万円程度の税収増を見込んでおります。

○小高良則君

今後負担率が増す不安が想定されています。それに対してはどのように考えているのかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

被保険者に占める高齢者の割合の増加によりまして、医療費は年3億円程度増加しております。今後医療費の増加が見込まれております。これに伴いまして、被保険者の管理も増加する可能性があります。しかし、平成30年度からは国保財政の運営が県単位となる予定であります。これに伴いまして、市町村が県に納付することとなる国保事業費納付金、いわゆる分賦金の額がどのようになるのかにつきましては、現在のところ未確定であります。また、国からの財政支援につきましても方針が定まっていないため、現段階でははっきりしたことを申し上げる状況にございません。

失礼いたしました。先ほど医療費が年3億円増加と申し上げましたが、年2億円程度増加しております。訂正させていただきます。

○小高良則君

答弁をお聞きすると、大変今後は不透明なのかなというところが察することができます。市民に対して不安を与えるような国保運営ではいけない。だから、それを十分承知した上でなるべく税負担を将来にわたって増やしてほしくない、今こういう県単位の話も出ましたが、その後でお伺いをもう一度しますけど、上げない努力は重ねていきたいと思いますが、いかがでしょうかお伺いします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

負担率が増すというのは大変市民に負担をかけることですので、今後も支出等の削減、それから歳入の確保に十分努めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

影響される所得帯についての詳細について伺います。減額される所得帯、増額される所得帯等について伺います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

影響を受ける所得帯でございますが、現在固定資産税の課税のある世帯について申し上げますと、所得なしから所得100万円の世帯は減額となります。所得200万円以上の世帯は増額となります。

一方、固定資産税の課税のない世帯については、所得割等の増によりまして概ね増額となります。所得割の引き上げ、資産割の廃止によりまして、改正の影響額は所得の低い世帯よりも高い世帯、固定資産税の課税のある世帯よりも課税のない世帯に影響があります。

○小高良則君

一般質問でも質問されていた方がいて、ちょっと重複されるような質問をしてしまっておりますが、やはり議案質疑ですのでご勘弁いただき質問をしているわけですが、これで一般の人というのは、資産割があった、なかったというのは大変わかりづらいところでありますから、多分自分のところに納付書が来て幾らになってしまった、去年は幾らだったのに前年

度と比べ今年はこうだった、少しでもわかりやすく市民に周知していかなくちゃいけないのかなと、今の答弁を聞いても思われるところでございます。これは、今回税の負担の公平性の観点から考えて公平性が保たれているとお考えですか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

今回の税率改正では、以前から議会においてご意見をいただいております資産割の廃止を行うことといたしました。これによりまして、資産はあるが所得がないといった方々についても所得に応じた税負担をお願いすることとなりますので、税負担の公平性は保たれているものと考えております。

○小高良則君

税負担の公平性が保たれて、次の8番で滞納者が増すという質問をする前に、公平性の観点から、不納欠損が1億数千万円ございます。未納額も相当ございます。きちんと納めている人からすると、結局時効が来たりしてしまっただけのお金が1億2千万円程度、たしか26年であったのではないかと思うんですが、きちんと納めている人から見ると、何だ、納めていなくても何とか納めている人がいるのではないかと、そういうふうを考えるのはごくごく普通のことであると考えているのです。全ての金額が義務的に、公平性といっても不納欠損しているわけですから、その点に対して、じゃあ、市民に対してはどういうふうの説明を考えているのかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

不納欠損につきましては、平成26年度決算で約1億6千800万円ございます。この滞納繰越分につきましては、滞納者の方々と直接お会いし、その方の状況に応じた収納方法をとるなどをしまして滞納の解消に努めているところでございます。今後も同様に努めてまいります。

○小高良則君

若干答弁が足りなかったようなふうに見えるのですが、議長。いわゆる不納欠損をしますよね、项目的に完全に税が時効になった部分があるじゃないですか。そこに対して、いわゆる払わないでいくというふうには、きちんと払っている人は考えてしまうと思うんです。それに対してきちんと説明がつくものなのか、納めている人に対してどういうふうの説明をするのか、ちょっとお伺いしたいということをお願いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

この不納欠損というのはいろいろな条件がありまして、地方税法に定められておりますが、一番多いのが5年の時効消滅ということでございますので、ここに至るまでの間に収納努力に努めていかなければならないと考えております。

○小高良則君

今回の影響額を考えていくと、時効消滅がなければここまで税率を上げる必要がないのかなと思います。日本経済新聞9月26日、これは議会議員に配られたものですが、県外では八街市がワーストというふうに出ています。昔に比べるとこの数字は、徴収率は上がって

いるのですが、各自治体とも皆さん努力しております。その中で、並行してやはりこの数字が、皆さん徴収率が上がっているのです。ここで見ると、徴収率の高い市川市さん、トップなんですけど96.3パーセント、それでも滞納者に対しては手を抜かず納税の催告をするコールをコールセンターにおいてしているとあります。今後も続けることによって、税を上げるばかりじゃなくて下げることができるのかなと思っていますので、ぜひ健全性を保たれるよう努力を怠らないでいただきたいと考えております。

また、今回の税制改正によって滞納者が増すのではないかとということが危惧されるわけですが、それに対していかがか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

過去の税率改正による収納率への影響を見ますと、約2パーセント程度劣化しております。しかし、収納率の低下は一時的なものであると考えております。

○小高良則君

恐らく一時的だというのは、僕がさっき言ったように上げたときの、結局収入の資質の各家庭の人が当初間に合わないのかなと、理解が足りないのかなと、やっぱり周知が足りないのかなと思っています。その辺はしっかりとさせていただきたいと考えております。

9番目で、皆保険、市民に対して、今言ったように十分な説明が必要と考えるが、それに対していかがか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国民健康保険は、被用者保険等に属さない全ての人が加入し、加入者の相互扶助のもと我が国の国民皆保険の最後の砦として基盤的役割を果たしております。今後もこれを守っていかなければならないものであります。この国民健康保険事業の重要な財源となっている国民健康保険税につきましては、1年間の保険税を7月から2月までの8期で納付していただいております。今回の税率改正につきましては、平成28年7月から納付していただくこととなります。本議会において議決していただけた場合には、なるべく早い時期に広報やちまたや市のホームページにおいて説明してまいりたいと考えております。

○小高良則君

市長にもお伺いいたします。同様の質問ですが、やはり市民には十分ご理解いただかなくてはならないと考えております。その中で、市長はどのように、市長としてこのことを皆さんに説明していくのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほど担当の方からもお話がございましたとおり、この国民健康保険は皆保険でございます。どうしても必要な事業でございます。こうしたことを踏まえまして、市民の皆様方の中核を担っている国民健康保険制度をしっかりと守ってきた中で、いざというときに市民の皆さんが安心して医療を受けられるようにしていくことが私どもの自治体に課せられた重要な責任の1つであるということ踏まえ、しっかりとこのことを議決していった場合には、市民の方々に周知してまいりたいと思っています。

○小高良則君

ぜひよろしくをお願いします。議員各位にもしっかりと地元、また地域でさまざまな情報の発信をしていかななくてはならないと考えております。

次に、広域化について、先ほど平成30年よりという話がございましたが、現在の状況についてお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国保財政の運営は、平成30年度から都道府県単位、広域化となります。広域化になりましても保険者が県に全部移るのではなくて、国保財政の運営、財政運営の部分は国保に、それ以外は市町村に残ることとなります。保険者が市町村であり都道府県であり、要するに共同運営という形を取ることとなります。

国保財政の運営は県の方に移行することとなります。この広域化によりまして、国保の財政運営は県に移るのですが、国保事業費納付金、いわゆる分賦金、これにつきましては、市町村が県の方に納めることとなります。この分賦金である国保事業費納付金を県に納めるために、市町村は被保険者への保険税の賦課徴収をこれまでどおり行うこととなります。この市が県に納付する国保事業費納付金の算定方法でございますが、現在国が地方との協議をしておりまして、詳細についてはまだ決定を見ていないところでございます。

○小高良則君

詳細が決まっていない、その都度その内容は議会に報告、また発信していただきたいなと思います。要望できる箇所については、本市としても十分検討して要望はぶつけていった方がいいのかなと私は思っております。その不納欠損未収額とか、そういうのが広域化されたときにどうなるのかなとか聞きたいところですが、詳細は決まっていないということなので、それはまた日を改めたいと思います。この広域化に絡んで、県内の今課税の状態を、順位です、お伺いしたい。また、伴って現在変更された場合の順位はどのように変わっていくのかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国民健康保険税は医療保険分、それから後期支援分、それから介護納付金分、この3種類に分けて賦課徴収しているわけですが、それぞれに所得割がございます。その所得割率の合計について県内を比べますと、八街市は医療分が現在6.3パーセント、後期支援分が1.7パーセント、介護納付金分が1パーセント、合計すると9パーセントでございます。所得割率の合計が9パーセントということで、これを県内で比較いたしますと、一番高いところが鋸南町で13.15パーセント、一番安いところが浦安市で8.19パーセント、八街市は下から4番目という状況でございます。下から申し上げますと、浦安市、八千代市、成田市に次いで4番目に低いという状況でございます。

○小高良則君

広域化された場合、負担の変化は八街市としてはどういうふうになると推測されるのかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

先ほどもお話ししましたが、県に納めることとなる納付金の算定方法が現在決定しておりませんので、県においても納付金の額を算定することができない、試算することができない状況でございますので、現段階では本市にどのような影響があるのか、負担の変化を推測することはできない状況でございます。

○小高良則君

先ほど国からのという話も答弁の中であったのですが、これは全国的に県単位で広域化されるものでしょうか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

おっしゃるとおり、全国的なものでございまして、日本全国全て都道府県単位にするということでございます。それで、国が今地方と協議しているのは、その分賦金の算定の方法というのは都道府県ごとに決めるわけなんです、そのモデルとなるものを国がまず示すと。それを示して各都道府県が、県内の都道府県内の市町村と協議をして都道府県ごとにその算定方法を決めていくというものでございます。そのモデルとなるものを今国と地方が検討しておりまして、その状況がはっきりするのは多分この12月中で、年を明けて1月には各都道府県に国が示すものと考えられておりまして、その後年度内には大体線が決まりまして、28年度中に各市町村と県が協議するようになるという予定になっております。

○小高良則君

お話を聞いていると、何か住みよい県、そうでない県が出てきちゃうのかなというふうに。その県単位で負担金が違うわけですから、そういうふうにも捉えられます。今までの質問を聞いていても、決して八街が負担が高くないということはわかるのですが、上手に発信していかないと、やはり八街を僕は好きなので、住みよい市に、安心して暮らせる市になってほしい。そのためには、裏では市民の所得をみんな上げていただきたいと。政府は時給1千円にということがマスコミ発表でございましたが、1千円になったから、じゃあ暮らしがよくなるというものでもないと思います。やはりさまざまな負担、衣食住、必ずかかるものはございます。今、例えば携帯電話1つにしても、携帯電話が決して今はぜいたくな物ではなくなってきて、緊急通報だったり必需品となっております。それらの中で、私たちが生活するにはさまざまな費用負担を強られる中での税ですから、私たちの街の住んでいる人の状況をしっかり把握した上で課税、また市政運営を進めていっていただきたいという思いがしております。

ここで12番目の通告ですが、これは健康保険税の歳出を抑制するためには必ず必要なものだと考えた上での質問ですが、(1)の健康推進、病気予防、各種検診の受診率向上をお願いしたいと願いますが、いかがかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国民健康保険の被保険者を対象といたしました検診としまして特定健康診査を行っておりまして、その受診率の向上が課題となっております。これまでも、先ほど申し上げましたが、

日程の追加、それから検査項目の充実を図ってまいりましたが、これからも受診勧奨等の充実を図りまして受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

受診率の向上については、各議員が一般質問でも以前から多々しているところでございます。さまざまな手法、また考えを練っていただいて、ぜひ向上をお願いしたいと考えております。

また、先日あるテレビを見ていましたら、体の免疫を高めることによってがんになり得る細胞を体の中のいい細胞が食べてくれるという、大変免疫を高めるとこういう効果があるんだ、人はよくきちんとした食事をとり、きちんと休息を取り、ストレスのない生活を送ると体が健康でいられる、また精神的にも、精神衛生上も健康でなくてはいけない、そういうふうにテレビでやっていました。健康推進といっても、やはり食べる物とかさまざまな観点から体の免疫を高めることが大切で、研究指導をお願いしたいと思うのですが、今までと違った着眼点で答弁しづらいかもしれませんが、いかが思うかお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

体の免疫を高めることは大切なことであると考えております。その免疫力を高めるためには、適度な睡眠や運動、バランスのとれた食生活などが考えられますが、現在行っております特定保健指導において適度な運動の必要性や食生活の指導を行っております。今後も保健指導の中で免疫力を高めることについての指導ができればと考えております。

○小高良則君

ちょっと答弁ががちがちに固いなと思いますが、もっと健康を維持するために、やっぱり保健指導とかは大切です。固い話から始まっていかないと思うんですが、市民に対して続けてもらうには、やはり楽しくなくては、何でもスポーツでも続けるには楽しいから続けるので。だから、健康、僕もちょっとメタボっぽいですけど、楽しければエクササイズだったりいろんなスポーツをやるのかなと思いますが、やはりやわらかい考えの中からさまざまな健康増進の手法が出てくるのではないかと考えますので、会議は固く、健康推進はやわらかくみたいな、さまざまな手法を皆さんにお願いしたいと思っています。

通告は以上で質問は終わっているのですが、やっぱり私、議員の立場として、当然この増税されることによって、市民はまた私のところに税金が上がったと、当然会うたびにしばらくは言われると思います。それを一つ一つ、きちんと説明できるような資料、また今回の通告、また答弁をもとにしていかないといけないと思うんですが、ここで可決、否決はまだ出ておりませんが、国保運営に関しては私たちの生命線といってもいい分野です。健全な国保運営のために、これからはしっかりと頑張っていっていただきたいという願いをお伝えして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で小高良則議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議案第5号、国民健康保険条例の一部改正について質問をさせていただきます。

まず冒頭に、市長にお伺いをいたしたいと思います。4日の一般質問、丸山議員の唐突な提案、こういう質問に対して市長の方から、過去の答弁の中で改定の必要性については答弁を行ってきたと、このように発言がありました。私は、これは本当に乱暴な発言ではないか、このように思います。神奈川県の下田市議会、3日から始まりましたが、12月議会に八街は同じように国民保険料、向こうは保険料でございますけれども、改定案が提案をされております。下市では10月5日から11月4日まで改定内容を明記しまして、市民の皆さんにパブリックコメントを実施され、その上で提案をされています。私は日頃から市政情報を積極的に公開をして市民参加、そして市民とともに考える市政、これを求めてまいりました。先ほど、先般の一般質問でも問題となりましたけれども、地球温暖化対策について情報漏れがありました。早速、今日担当課には情報公開請求をしてまいりましたけれども、もっと情報公開ということに重みを置いて、もっと慎重に取り扱っていただきたい、このように思うんです。議案は既に市長の手元を離れまして議会の支配下にありますので、議員といたしましては、慎重に審議をして結論を出さざるを得ない、こういう立場でございますけれども、議会の承認を得て撤回することもまだ可能でございます。

まず、市長に撤回の意思があるかどうか、その点をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

今回の上程しました議案につきましては、今議会ですっかり議論していただいております。その中の推移を見守りたいと思っております。

○桜田秀雄君

それでは、質問に入らせていただきます。今回の提案は、一般質問でも市長の方から、あるいは、ただいま担当課長から医療保険料については資産割20パーセントを廃止して所得割を6.3パーセントから7.5パーセントへ、均等割を2万2千円から2万3千円へ値上げし、平等割については3万5千円から3万2千円に値下げをすると、課税限度額を51万円から52万円に改定をするというものでございます。また後期高齢者支援金分、介護納付金分についても引き上げられます。改定による影響については市長からも述べられましたけれども、100万以上、200万以上の方はほとんど値上げということが強いられます。この改定によって負担が軽くなる世帯、また重くなる世帯、この比率というか、個別的な数字も出ればお伺いをしたいと思います。

○議長（加藤 弘君）

桜田秀雄議員、答弁はどちらへ。担当課ですか。項目を知りたい、担当課で知りたいということですが、質問の中のどこの項目かを知りたいということですか。

○桜田秀雄君

まず、最初の財政状況の推移の中でお聞きをしております。

○議長（加藤 弘君）

①の財政状況の推移ですね。

○国保年金課長（石川孝夫君）

保険税率等の改正による影響額でございますが、先ほど小高議員の方に申し上げましたが、資産割を廃止することから、現在固定資産税がある世帯、課税されている世帯の方が負担が少なく出まして、固定資産税なしの世帯が負担が大きくなります。試算しました年間所得300万円の世帯で申し上げますと、一番減額率が高いのが40歳未満単身、または65歳以上単身の方で、所得のない方が減額1万5千300円、減額率マイナス44パーセントでございます。年間所得300万円までの固定資産税なしの世帯で40歳以上65歳未満単身の世帯が5万3千400円の増額となりまして、増加率16.8パーセントでございます。これが一番高いという状況でございます。上がる世帯と下がる世帯の比率というのは特に試算しておりませんので、申し上げることができません。

○桜田秀雄君

次に、滞納状況についてお伺いするのですが、国保に関するホームページを検索いたしますと、至るところに八街という名前が出てまいります。これは確認をして収納率、あるいは滞納率などについて全国ワーストワンと、こういう状況もありましたので、載っているんだろうと思います。滞納収入については、払いたくても払えない人という層と払えるけれども払わないという悪質な滞納者を区別をして議論をする必要があるんだろうと私は考えています。

国は2000年に国民健康保険法を改正し、2001年から資格証明書の発行を義務付けました。滞納が1年半以上になりますと資格証明書で受診をする、こういう方針が変わってしまいます。そのときに、受診時には全額を払い、後で市の窓口で還付を受けるというやり方にならざるを得ません。そして、その中間的な措置として、八街市は短期保険証を導入しております。更新期間を短くして行政との接触機会を増やしていこう、こういう取り組みだろうと私は理解をしております。資格証明書の交付が増え続けております。病気の人は、保険証を使用できるというセーフティーネットがあるにもかかわらず、それが機能せず、今全国では多くの皆さんが医者にかかれなくてお亡くなりになっている、こういう事態もあるわけです。これについては、きめ細かな運用を求めていきたい、このように考えます。

滞納の有効は、保険証の場合は保険料ですか、保険料の場合は、例えば逗子のように国民健康保険法によって2年となっておりますけれども、保険証の場合は、地方税法によりまして5年となっております。本市は地方税方式をとっておりますけれども、滞納状況の推移、この3年間の数字をちょっとお聞かせください。

○国保年金課長（石川孝夫君）

収納率で申し上げますと、滞納繰越分、平成24年度が14.30パーセント、平成25年度が16.44パーセント、平成26年度が15.58パーセントという状況でございます。

○桜田秀雄君

私は、ある市民から、千葉市で生活保護を受けたい、こういうことで請求をしましたら断られまして、窓口の担当者が八街へ行ったらどうですか、こういうことを言われたというのです。どういうことなのかなと私も本当に思っているのですけれども、どうせ税金だからという感覚が八街市の場合抜けきらないのではないのかな、そんな思いもしております。滞納整理については、本当に現場の職員の皆さん、大変苦勞されていることはわかるのですけれども、仕事は皆さんの飯の種でもございますので、ぜひともこの辺については踏ん張って、頑張ってくださいたいなど、このことをお願いしておきます。

次に、国保制度の構造的矛盾についてお伺いをいたします。日本は、先ほども申し上げられていますように国民皆保険制度です。全ての国民は社会保険や共済保険などに加入することになっております。国民健康保険については、現在失業者や自営業者、専業農業者や高齢者などが加入をしております、いわば社会的な弱者の皆さんが主な構成員になっております。もともと赤字体質、これを抱えていると私は思います。八街市は完全失業率が全国で43位、千葉県内ではワースト1でありまして、国保加入者の所得が200万以下の人々が、今8割に迫ろうとしております。抜本的な（聴取不能）のためには国レベルでの対応が必要であり、国が責任を持って保険の一元化に取り組み、各保険間の格差を解消すべきと私は考えておりますけれども、市長は国保制度の矛盾についてどのようなお考えか、そして、この矛盾に対して今後どのように取り組んでいくおつもりか、その辺についてお伺いをいたしたいと思っております。

○市長（北村新司君）

先般の一般質問でもたびたびお話、発言させていただいているところでございますけれども、医療制度ということにつきましては、今後も医療費が大変増加が見込まれるということでありまして、国にしっかり財政支援を拡充した中で国保の財政基盤を図るということは、これは市長会の決議でもございます。そうしたことは市長会を通じまして、さらに発言してまいりたいというふうに思っております。

また、将来的にわたりまして、安定で持続可能な制度にするためにも全ての医療保険制度につきまして抜本改革を求めてまいりたいと、また実施していただきたいということを重点提言として全国市長会でも、千葉県市長会でも決議しております。

また、医療改革制度に伴い市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じるということも全国市長会の決議でございます。それとあわせまして、八街市におきましても、先ほど小高議員から提案もございましたけれども、予防医療ということでありまして、一例でございますけれども、林議員さんにも申し上げました。八街市はニンジンの全国一の産地でございます。そうした中で、ニンジンにはベータカロチンが大変効能力を持っているということでありまして、私は、これからはこれを機会に市民の皆さんに八街のニンジンの大いに食べてもらいましょうということをどんどん言い続けたいというふうに思っております。このことによりまして、地産地消プラス市民の皆さんの健康維持が図れるということでありまして、こうした運動は議員の皆さんにもご理解いただく中でしっかり広めてま

いりたいというふうに思っております。

それと、もう1点。順天堂大学の奥村先生が、いつも免疫力を高めるにはまず笑顔でなきゃいけないということを申されております。あの先生の発言は大変重いものでございます。いかなる状況にあっても笑顔が免疫力を高めるというのがもう医学的に、データの的に証明されております。こうした先生のお話もしっかり受けとめた中で、市民の皆様にお話をしてみたいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

先般、市長は安倍総理大臣と面会をなさいました。この中で、国保の問題を取り上げていただくと大変ありがたかったなと思うんですけども、これは失礼にあたるのでやむを得ないと思います。医療費の増大については、これはいろんな制度上の問題がありますから、これは国の問題も含めて大変だと思いますけれども、これで1つ、小高議員からも話がありますけれども、市民が健康であり続けるあらゆる施策、例えば、私は一般質問の中で運動公園の整備、あるいは公園の運動器具の整備などを求めていますけれども、これについては一般財源からも拠出は可能でございます。それについてはどのように考えるかお伺いをいたします。

○財政課長（江澤利典君）

今、議員から質問があったように、そういう健康増進に関わる公園の整備とかそういうのもございますけれども、それにつきましては、公園施設整備の中で、今、来年度の当初予算のヒアリング等も担当課とやっている最中ですので、その辺も含めてヒアリングの中でもそういうのも含めながら協議していきたいと考えております。

○桜田秀雄君

次の⑤医師の請求管理、⑥の二重請求など、この対応策については現場ではなかなかお答えしづらいと、そういう問題は（聴取不能）ですからカットをさせていただきまして、⑦の補助金カットについてお伺いをさせていただきます。

被保険者がかかった医療費の総額である総医療費の45パーセントが、前は国の方で支出をしておりました。ところが、1984年に負担割合を45パーセントから38.5パーセントに減らされてしまったわけです。また、1988年には法律に基づく各自治体で行ってきた低所得者に対する保険税の法定減額の（聴取不能）に対して、これまで国がかかった額の4分の3を負担しておりましたけれども、2分の1に減らされてしまいました。そこから国保財政は苦しくなってきたと私は思っておりますけれども、また、収納率の低い市町村に対しては、追い打ちをかけるように交付金カットを行っております。ペナルティーとしてかけられている国民財政安定調整交付金の減額は、八街は影響額はどのぐらいになっているのか、その辺、過去3年ぐらいお聞かせください。

○国保年金課長（石川孝夫君）

この補助金カットといいますか国庫負担金の減額というのは、議員さんがおっしゃるとおり、かつては療養給付費等の40パーセント、それから財政調整交付金が10パーセント、

合計50パーセントという時代がありました。それから、平成17年度は、療養給付費等負担金が36パーセントに減額され、調整交付金も9パーセントになり、合計で45パーセントになりました。18年度は、それがさらに36パーセントが34パーセントになり、さらに平成24年度には、その34パーセントが32パーセントになりまして、その2パーセント分は県の調整交付金の方に移行したものでございまして、おっしゃるとおり、これによりまして大変苦しい状況になっております。

それから、収納率の悪いところへの減額ですが、現在千葉県は行われておりません。全国的に見まして、今ほとんど行われているところはないと承知しております。

○桜田秀雄君

わかりました。次に、資産割課税についてお伺いをしたいと思います。先ほど小高議員の中でも答弁をされておりますけれども、今回の改正の柱であります資産割課税、これは、私も過去に居住用住宅が収益性もないことから土地、建物については固定資産税を払って、そういう意味で二重課税になるのではないかと、そういう意味で廃止を求めてお願いをした経緯もございまして。資産割課税の問題についてどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

資産割課税につきましては、土地、建物の固定資産税に着目して賦課をしておりますが、金融資産等には賦課されない、それから住所地の自治体の固定資産税だけが賦課対象となりまして、他市町村に所有している固定資産分には課されないなどの問題点があると思っております。

○桜田秀雄君

その他もろもろのいろんな問題もあります。例えば、後で出てくると思うんですが、次に、周辺市町村、下回る課税はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

資産割課税の状況ですけど、千葉県内で申し上げますと、千葉県内54保険者がありますが、そのうち18保険者が資産割による賦課をしております。この印旛管内で申し上げますと、現在八街市と酒々井町のみが賦課しております。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時13分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○桜田秀雄君

それでは、保険制度の維持についてお伺いをいたします。①、②については時間がありま

せんので、③に移らせていただきます。

一般財源からの組み入れの現状と問題点でございますけれども、一般会計からの繰り入れを行うということは、値上げを防ぐ意味では簡単な手法かなと、このように思います。しかし、無原則な繰り入れは特別会計の意味がなくなり、努力をしなくても最後には一般会計からどんどん入れればよいということになりますと、市民の負担と行政の責任の関係が非常に曖昧になることが危惧をされます。

また、他の共済健保などに加入をされている方は、それぞれの加入組合等に保険料を支払っているわけですから、いわゆる二重払い、こういう税の公平性の問題があります。

市は、本年度予算は市の職員の給与削減をお願いしてようやく予算編成が組めたわけですが、こうしたことを考えれば大変難しいのかなと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

一般会計からの制度外繰入につきましては、今年度、9千856万4千円を繰り入れたところでございます。しかし、一般会計の財政状況も非常に厳しい状況でございますので、多額の繰り入れが難しいという状況でございます。

○桜田秀雄君

やっぱり一般会計からの組み入れ、予算に、財政に余裕があればそれが一番いいのでしょうけれども、逗子市の方では長年多額の税金を投入してまいりました。今回の提案は税の公平性から問題があるだろうということで、独立採算に一步でも近付ける、そういう内容の提案だそうでございます。

次に、薬代、薬価代についてお伺いをするわけですが、後発医薬品の安全性、市は国民健康保険証を交付の際に、後発医薬品お願いのカードを交付しておりますけれども、この後発医薬品についての安全性、これについてはどのような認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

先発医薬品、新薬とも申しますけど、これの承認審査の際には毒性試験、薬理作用の試験、それから臨床試験等により、その医薬品の主成分である有効成分と製剤の有効性や安全性の確認がなされております。一方、ジェネリック医薬品、後発医薬品ですが、これは先発医薬品と添加剤は異なるものの主成分そのものは先発医薬品と同じですので、主成分の有効性や安全性はこうした先発医薬品の有効成分に関する試験や、あるいは販売の調査のデータによりまして、既に確認がなされているものと考えております。

○桜田秀雄君

普及状況ですが、後発医薬品の普及率は、アメリカの場合は90パーセントなんです。また、フランスやスペインなどが60パーセント、日本では40パーセント後半台と私は認識をしておりますけれども、政府は平成30年3月までに60パーセントを目安としております。本市の状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

ジェネリック医薬品の使用割合の算定方法なのですが、従来は金額ベースというふうに出しておりましたが、最近ではより実態を反映する数量シェアというものに変更になっておりますので、それに基づきまして近年のデータを申し上げますと、平成25年度が52.3パーセント、平成26年度が61.2パーセントと使用率は上昇しております。ちなみに、26年度支払い分の県全体の使用率は57.5パーセントですので、本市はそれを上回っている状況でございます。

それから、最近報道されましたが、政府の目標としましては、平成27年6月に閣議決定した目標は、平成29年度中に70パーセント以上とする。それから、平成30年度から32年度末までに80パーセントにするという閣議決定をしたということでございます。

○桜田秀雄君

それに八街の場合は60パーセントを超えていると、こういう状況だそうでございますけれども、アメリカの普及率、これは皆さんご存じのように、アメリカは医療費が大変高いと。そういうことで、自己防衛のためにこの安価な薬品を使う、これに頼らざるを得ないんだろうと私は思っております。八街市の普及率がこんなに高いということは、後発医薬品を使えば当然患者さん自身の負担、これも軽減をされます。そうした意味で、市民の皆さんが自分から自己防衛をしている、八街市民の皆様はやはり大変な生活をされているんだ、そういうことの裏返しでもあろうかと私は思います。

3日の新聞に、今もちょっと話がありましたけれども、後発新薬の半額に、来年度普及促進へ引き下げという記事が載っておりました。八街市の保険証、言ってみれば大きな保険証でございますけれども、たしか私が議員になる前の平成17年の8月17日に個別カード化にしてほしいと、こういうことの申し入れを行いまして、たしか19年度から現在のカードになっているのかなと思います。私は、これは今年のカードでございますけれども、ラミネートをかけまして切り離せないようにしています。これを必ず医者に持って行ってこのまま出しちゃうと、そういう方式をとっているのですけれども、やはり医療費の割合、その中でも薬価についてはもう八街は20パーセント以上だと思うんですけれども、やはりこの薬対応、削減をしていく、これが重要な問題解決への一歩ではないかと私は考えております。

そこで提案なのですが、後発医薬品使用の都市宣言、これを宣言できないだろうかと思えます。保険証にその旨を記載いたしまして、薬代の大幅な削減と患者さんの負担軽減、これに街を挙げて取り組むべきではないか、八街の場合は冒頭から申し上げておりますように、国保に関しては本当に全国に名の知れた市でございますので、その市が率先をしてこうした都市宣言をするということは大きな意味があるのではないかと私は考えております。当然医者の見立てによりまして新薬を使用しなければいけない、こういう状況もありますから、100パーセントというわけにはまいりませんが、来年度一気に80パーセント、90パーセントに高められれば、国の計画を前倒しすることにもなりますし、値上げもせずによりきれぬのではないかと、そのような感覚も持っておるわけですが、先ほど計算が難しいと言

われましたけれども、その辺について市長の決断を求めたいと思うんですが、市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

先ほどジェネリックの医薬品につきましては、安全性につきまして担当よりる説明があったというふうに思っております。そうした中におきまして、現在ジェネリックお願いカードを保険証に同封して市民の皆様方にご理解をいただいているところでございます。今後こうした努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

私は今回の国保改定問題について、まず1点目には、国民健康保険税の収納率の目標を明確に定めまして、職員の皆さんは大変だと思わなければならないけれども、覚悟を持って取り組んでいただきたいと。また、収納目的数値に至らなかった場合については、担当課長、部長を更迭させると、このくらいの民間の手法を取り入れて全力を挙げて取り組んでいただきたい、こう思うんです。

2点目には、滞納整理について、悪質な滞納者については毅然とした対応を取っていただく。また、払いたくても払えない人については明確な生活保護基準、これに該当される方については積極的に生活保護に誘導していただいて滞納整理をしていただきたい。

また、3点目には、今申し上げましたように、後発医薬品使用都市宣言、これを行いまし、製剤の削減と患者負担の軽減に取り組み、やれるべきことは全てやった上で、それでも市民にご負担をお願いする、こういうことであれば理解をできるわけでございますけれども、そうでなければ私は承服をできません。改めて市長のご見解をお願いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

今回の件でございますけれども、今しっかり議会の中で議論していただいております。しかしながら、国民皆保険の中核を担っております国民健康保険制度を守り、いざというときに市民の皆さんが安心して医療を受けられるよう、これが自治体の課せられた重要な責任であるというふうに思っておりますので、今回の提案につきましては、今、先ほども申し上げましたとおり、議会の議論の推移を見守っているところでございます。

○桜田秀雄君

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第9号、平成27年度八街市一般会計補正予算について質問させていただきます。

補正予算書の20ページをお願いいたします。

歳出、5款1項3目農業振興費についてなんですけれども、環境保全型農業直接支援対策事

業費の中の環境保全型農業直接支援対策交付金について、事業の概要説明と実態について伺います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

事業内容でございますが、農業の有する多面的機能の発揮、促進に関する法律に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動で、具体的に申しますと、有機栽培や低農薬、低化学肥料、あわせて緑肥作物を導入する取り組みを行っている農業団体に対しまして、国から2分の1、県が4分の1、市が4分の1で10アールあたり8千円の交付金を交付することにより支援をしている事業でございます。今年度の本市の取り組みでございますが、6団体と個人1件、合計で農業視察が12名、面積として2千819アールを予定しております。

以上です。

○京増藤江君

この環境保全型農業、先ほど部長が説明されたような内容、それから内容のとおりだと思うんですけど、それで、私は市長にお伺いをしたいのですけれど、先ほど、またこの間、市長からは八街市のニンジンは大変健康にいいんだということで八街市のニンジンを広げていくと、消費してもらうために各地に広げていきたいというようなことを常々言っておられます。私も、本当にこの八街市の農業を盛んにするためにもニンジンは大きな1つの産物だと思うのですけれど、このニンジンの健康効果をより高めるためにこの有機農業を広げていくことが大切だと思うんです。やはり今消費者、全国でも健康に本当にいいものを求めている、そういう傾向が広がっていると思います。農薬、また肥料を極力少なくしていく、そういう方向について市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

八街の特産物であります落花生、ニンジン、里芋、それは生産者の皆さんが低農薬ということでもしっかり努力されております。そうした中で、全国に八街の農産物は安心ですよということに関係団体、あるいは関係機関の皆さんが発信しております。そのことによりまして、八街市が今全国に名だたる産地になっております。そうした中におきまして、今、京増議員さんがおっしゃったように、私もこれからも八街の特産物である落花生、里芋、ニンジン、どの作物も安心して食べられますということをさらに発信してまいりたいと思っております。先ほどニンジンにつきましてはベータカロチンと言いましたけども、林議員さんにも申し上げましたけど、里芋はガラクトンという脳の活性化の成分が入っていることはもう医学的に証明されております。こうしたことも含めて、また先般商工会議所さんがジンジャーエール、しょうが産のジンジャーエールも発売されていただきました。ショウガにつきましては冷え性を直すという効能がございます。そうしたことを含めて、八街産の農産物は安心ですよということをさらに発信してまいりたいと思っておりますけども、議員の皆さんにも八街の農産物はおいしくて安心ですよということを議会を上げて発信してもらいたいと、逆にお願ひする次第でございます。

○京増藤江君

まだまだ、やはり八街でも農薬肥料というのをたくさん使われていると思うんです。私も有機農業を実施されている方にお聞きしますと、そんなに手間暇はかからないし、また農産物の価格が安定しているんですよというようなお話もお聞きしておりますので、ぜひ、本当にこの健康志向、また環境を考えて、そういう農業を進めるところに応援をしていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

次に、21ページの農地中間管理事業についてなんですけれど、機構集積協力交付金についてでございます。担い手への農地集積、集約や耕作放棄地の解消をしていくということが目的のようなんですけれど、この概要についてお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

機構集積協力交付金についての概要でございますが、農地中間管理事業は、農家人口の減少による耕作放棄地の発生を防止するために、平成26年度より全国に農地中間管理機構を設置し、所有者から土地を借り受け、担い手、農業者に貸し付ける制度でございます。この事業によりまして、農地を貸し付けた所有者に対しまして国の交付金が支払われることから、本市におきましても八街市機構集積協力金交付要綱を制定しているところでございます。交付要綱の内容といたしましては、地域内の一定割合の農地を農地中間管理事業に貸し付けた地域に対し交付金が支払われる地域集積協力金、またリタイアする農家及び農地の相続人が全ての農地を機構に貸し付けた場合に支払われる経営転換協力金、複数の筆の農地を機構に貸し付けたときに支払われる耕作者集積協力金がございます。

本年度、27年度におきましては、農地中間管理事業に農地を貸し付ける所有者がいることから、今回の補正予算において経営転換協力金3件の150万、耕作者集積協力金3件の54万円、合計204万円の計上をお願いしたところでございます。本年度中に該当する農地所有者に対しまして交付金を支払う予定となっております。

以上です。

○京増藤江君

家族農業が成り立たなくなった、そういう状況の中で耕作放棄地をいかに減らしていくかというところでこういう施策が必要になったと思うんですけれど、今議会でもTPPに参加した場合に農業への影響はどうかということが大分質問がありました。このTPPに参加したならば、本当にこういう施策もせつかくやってきても本当に無駄になるなという思いがありますので、この調印にはぜひ反対をしていただきたいと、私も一般質問でお願いしましたけれど、こういう八街市の農業を本当に発展させるという点では、さまざまな点から考えていただきたいと思います。

それで、先ほど部長からの説明がありましたけれど、この農地の出し手への支援、3つあるということなんですけれど、その中の地域集積協力金、そして耕作者集積協力金については、団体的に協力金は減額されるとあるのですけれど、経営転換協力金については、これは減額されないようですが、この理由については、これをさらに進めていきたいという、そう

いうことがあるのかなとは思いますが、その理由についてお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この交付金でございますが、農地中間管理機構につきまして、農業者への貸し付けが進まないような状況でございます。農地所有者につきましては先祖代々の土地とか、他人に貸したくないというようないろいろな問題があると思います。今後もこの農地中間管理事業につきまして広報やちまた、ホームページ等あらゆる周知を行ってこの耕作放棄地等を解消していきたい、また、有効に活用できるような機構にしていきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

農地の役割というのは、地球温暖化防止や自然環境の維持増進を図る上で本当にはかり知れないほど大きい役割があると思います。後継者が少ないということは本当に残念なことですけれど、経営転換ができるならば、また農地も維持できると思いますので、ぜひ耕作放棄地を増やさない、そういう方向でさらに努力をしていただきたいと思います。

次に、22ページの多面的機能支払交付事業費、現地確認調査業務についてなんですけれど、この概要についてお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この概要でございますが、農村環境が有する国土の保全、水源の慣用、生態系の保全、景観の形成などの多面的機能を維持、発揮を図るために行う地域の協働活動に対しまして支援を行うために、多面機能交付金を農業者団体に交付する制度でございます。

本市におきましては、平成26年度から多面的機能支払交付金を用草、根古谷、岡田、大谷流、小谷流、勢田の6地区で土地改良事業が行われた水田地帯の協働活動組織である鹿島川川上流域地区地域自然保全会に対しまして、水路の泥上げ、農道への砂利引き、あぜ道の草刈り、水門などの点検、活動計画の会議等地域の農村環境の保全管理活動者に対しまして支援を行っております。本市としましては、国、県、市を含めた総額232万9千200円をこの活動団体に交付しているものでございますが、この多面的機能支払については、活動団体の事務簡素化のため、市が1筆ごとの水田を耕作状況の調査、水路や農道などの保全管理状況を確認することが要件となっておりますので、これを千葉県土地改良事業団連合会に現地確認業務を委託し、耕作状況や活動団体の作業内部の確認を行っております。なお、この委託につきましては、全額千葉県より交付されるものでございます。

以上です。

○京増藤江君

もう八街市にも水田が残っているところは数少ない、本当に貴重な水田、ぜひこれは残していただきたいと思うんですけれど、この現地調査業務についてなんですけれど、この調査員というのはどのように選ぶのか、八街市の方々も選ばれているのかどうかお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この確認の職員でございますが、市としましては、先ほど申しました千葉県土地改良事業団連合会に委託しておりますので、そちらの職員が確認をするということです。

○京増藤江君

次に、6款1項2目商工業振興費について、消費生活対策費についてなんですけれど、この消費生活相談、本当に市民の皆さんのお役に立っている、いろいろと皆さんが変なものをつかまされたりしたときに本当に助かったという、そういう報告がたくさん私の方にも届いております。今回少し増やすのですけれど、私、この消費生活相談のことでお願いしたいことがあるのです。と言いますのは、市民の方々は、例えば何かを買った場合に、あ、しまったと思ったときにクーリングオフを過ぎてしまったらもうだめなのかと諦めてしまう場合があります。そういうときでも私も3カ月ぐらいたってもちゃんとお金が返還されたという経験もありましたので、ぜひ諦めないで消費生活相談の方に相談してほしい、こういうことを、今も宣伝して下さっておりますけれど、さらに宣伝するようにお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

その消費者センターにつきましては、これからも議員さんがおっしゃるとおり、十分に周知して活用していただきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

私もたびたび広報などでも見ます。だけれど、やはり被害に遭った方たちは意外とどうしたらいいんだろうと悩んでおりますので、その点はもっと皆さんが声を上げられるようにしていただきたいということと、今マイナンバーのことで被害が起きておりますけれど、八街市には今こういう相談はどうかお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

マイナンバーにつきましてはの相談は、現在ないというふうには聞いております。

○京増藤江君

本当に相談が手軽に、また気軽にいくようにお願いしたいと思います。

次に、7款2項4目道路排水対策費について、雨水枝線接続工事負担金についてなんですけれど、この概要について伺います。

○建設部長（河野政弘君）

現在八街東小学校の裏の方ですね、下水道の枝線整備工事をやっておりますけれども、その八街東小学校方向と、それから国道からの道路排水が市道一区1号線、伊藤商店側の方へ流入しております。その分につきましては、大雨の際道路冠水がするという事の中で、今回公共下水道事業の大池幹線の枝線にこの道路排水を接続することで、雨水の流入が軽減することができるということから実施しようとしているものでございます。

なお、現在施工中であります公共下水道事業大池排水区枝線整備工事で実施している構造物との接続工事を行うため、下水道工事と同時に実施することにより工事費の削減を図ることができるということの中で負担金として計上したものでございます。

○京増藤江君

雨水幹線事業に関する事業で、これは今まで本当に大変であった伊藤商店付近の冠水対策

が軽減するというご答弁でございましたけれど、軽減といってもどのぐらいの軽減なのか、やはりここはこの夏の大雨の時もたしか通行止めになったと思うんですけど、軽減でいいのかどうか、私は解決を求めたいのですがいかがでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

確かに今ありましたけれども、今申し上げました国道とかそういうものだけではなくて、地域の排水ですとか表面水、そういうものも集まってきておりますので、それが全部今回の工事で解決というところまでいきませんが、今回工事することによりまして、かなり大きな軽減につながるものと思っております。ほとんどその冠水ということには軽減につながるものと考えております。

○京増藤江君

あの付近の方々には、何の責任もない状況なのに本当に大きな被害を被ってきたという点では、本当に解決に向けて工事をしていただきたいと思います。

次に、7款3項1目の河川改良費、流末排水施設整備事業費について、これはどこなのかお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

この内容につきましては、沖地区の流末排水整備に伴う工事費でございます。この工事は、沖地区流末排水につきまして現在設置されております構造物が破損しており、隣接地から水路に土砂等が流入し、排水機能が低下していることから水路改修工事を実施するものでございます。なお、この水路につきましては、県道岩富山田台線や沖分校周辺からの流末ともなっており、重要な流末排水路でございますので隣接地にも影響がありますので、平成26年度も工事を行ってございまして、今回はその上流部分を施工するものでございます。

○京増藤江君

それでは、流末排水施設整備事業としては金額が少なく、これで解決するのかなと思っていたのですが、26年度からの続きの事業ということで、これできちんと解決をする、そういう方向でいいですね。

○建設部長（河野政弘君）

流末排水自体が解決するということではございませんで、今ある水路が破損してきているということで、流下量とかそういうことも影響がありますので、その補修を行う工事でございます。

○京増藤江君

解決はしないということではちょっと心配なんですけど、2回までの質問ということで、これはまたの機会にということで。

次に、平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。3ページの1款2項下水道建設費について、これは先ほど伊藤商店の付近の冠水対策の工事負担金がここにきたわけですけど、大池第三雨水幹線事業によって冠水を解決できる場所が4カ所ぐらいあって、その中で伊藤商店付近も解決、そして今回の排水接続工事、そして、今実施

中の東小前の工事がされているわけなんですけれど、この東小前の工事費用、また今までに枝線で事業が済んだところの工事費用は幾らなのかお伺いします。

○下水道課長（山本安夫君）

お答えいたします。先ほど部長からも説明がありましたけども、現在八街東小裏側を枝線整備工事で行っております。この工区につきましては、延長が247メートル、推進工法でやってございます。工事費につきましては、約1億6千600万円でございます。なお、枝線整備工事、今までどのくらいやったかというお話でございますが、平成25年度に市役所の前、市道224号線を推進工法で313メートル行いました。工事費は約1億3千100万円でございます。今のところ雨水の枝線整備は以上でございます。

○京増藤江君

本当にこの地域の冠水は、もちろん長年待たれていた場所で、私もどこであっても冠水はしっかりと解決していかなければならない、そういうふうに考えております。しかし、八街市全体の冠水を解決するという点では、やはりバランスが取れていないという点から、私たち日本共産党はこの事業はお金がかかり過ぎるのではないかと、解決はしなければならないけれど、ほかの方法もあるのではないかとという提案をしてみました。そういう中で、この枝線についても2カ所で約3億円、そして本体はたしか約21億円だと思うんですけど、それで間違いがないかどうか、また、あと1カ所か2カ所、冠水場所を解決するとしたら幾らぐらいかかりそうなのかお伺いします。

○下水道課長（山本安夫君）

大池第三雨水幹線につきましては、約20億8千万円の工事費でございました。これによりまして、大池排水区の中心部である背骨である部分を作ったわけでございます。これに、先ほど申しました一区39号線の枝線、あるいは市道224号線の枝線を接続しまして浸水対策を防ぐと。今後につきましては、まだ予算査定中でございますけども、来年度、現在国の方に要望しておりますのは、やなぎや付近の浸水対策をしたいということで、まずは、すぐには工事費は出ませんが実施設計という形で、まずどのくらいの管を、計画上700ミリですけども、これで大丈夫かということで実施設計を行い、それに対する設計金額を出すわけでございます。これにつきましては、来年6月の国の概算要望に出せませんが、一応11月に概算が出せますので、実施設計をやっている間にある程度金額ができますので、11月頃に本要望という形で国費を要望すると。なお、国費を要望するにあたりましては財政課と協議しまして、多少なりとも一般財源が入る予定がございますので、その辺を検討しながら進めてまいりたいと思います。

また、もう1カ所、今考えておりますのは広瀬コインランドリーの付近も浸水するというところがございますけども、まずは浸水する箇所が多い、雨量の少ない段階でも浸水してしまう場所について早急に整備してまいりたいと、このように担当課の方では思っております。

以上でございます。

○京増藤江君

本当に多額のお金がかかる、八街駅の北口開発に52億円、そして、この第三雨水幹線事業でも26億円、もっとプラスされていくという点では、この北口開発をやったことでさまざまな事業が派生して、本当に市民サービスを削らざるを得ない、こういう八街市の苦しい財政となっているというところでは、冠水対策はどうあるべきだったかということを私は今後問われていくのではないかとすることを述べておきたいと思います。

次に、平成27年度八街市水道事業会計補正予算についてなんですけれど、これは債務負担行為でございますけれど、水道事業基本計画及び水道ビジョン策定業務についてですが、この方針についてはどのような方向で策定していこうとしているのかお伺いします。

○水道課長（金崎正人君）

では、方針といいますか、水道ビジョンにつきましては、国の方も平成16年から水道ビジョンというようなことで打ち合わせをしております、平成22年にはちょっと大きく内容が変わりまして、その中でその後平成25年におきましては新水道ビジョンということで国の方も水道の方を取り巻く環境が日々変化している、その中で水道の50年、100年先を見た形で事業推進することが必要だろうということで、国の方ではそういうようなビジョンを策定し示しているところでございます。

その中で、当然各事業体の持つ役割、当然それも国の示す50年、100年において重要な水道施設でありますので、それを健全な経営で進めていくという中で、実際各事業体を取り巻く環境の変化に応じて適正な運営をしていくということが必要だろうということで、各事業体におきまして自ら水道事業ビジョンを策定し、それを推進していくということが示されているところでございます。これは、先ほど言いましたように、平成25年の3月に水道事業ビジョンの作成というようなことで厚生労働省の方から示されておりますので、それを受けまして八街の現状を見ますと、昭和61年度に用地拡張の事業認可を受けまして事業を推進してまいったところでございますが、ここの水道を取り巻く環境の変化に応じた形といいますか、変更認可を受けたときの環境状況、また現在の水道を取り巻く環境状況でございますが、変化に応じた事業運営が適正にされているかどうかというものを現状を把握しながら、先ほど申し上げましたように、50年、100年先の健全な水道運営ができるためには、現在どういうことをしなきゃいけないかということをおこの水道ビジョン、もしくは基本計画の中に反映をしまして事業推進を図っていきたいということで考えているところでございます。

○京増藤江君

環境の変化などを考慮して現状を把握して、そして50年後、100年後までも安心なそういう水道事業をやっていくんだという、そういうことの説明だったと思うんですけど、やはりこれはそういう方向、50年後、100年後も安心のそういう事業にしていくと、そういう計画だということはわかりました。

しかし、この計画を立てていくためには、現状をどう把握しているのかとかいう、今の水道課の方がどう把握しているのかということをお聞きしたいわけなんです。現状の問題

点はたくさんあると思うんですけど、石綿管の計画的な更新はどうするのかとか、もちろんそういうことも入ると思うんですけど、現状の把握については石綿管以外にもどのようなことがあるのかお伺いします。

○水道課長（金崎正人君）

ビジョンといいますと、この基本的な記載事項というようなものも示されているところですが、これは現状の評価と課題ということで、今、委員さんの方の言われた石綿管の更新というものも、これも課題でありますし、現状としてどのくらい残っているかというようなこと、それと将来の事業の環境、水道の理想と目標を設定、推進する実現方策、検討の進め方とフォローアップというような、大きな項目でいえばこういうものを検討した中で定めていくと。委員さんの方の言われる現状をどう把握するんだということですが、実際事業として、先ほど言いましたように用地拡張事業が計画どおりにされていないという現状がございます。ですので、まず、あくまで現状ということはどういう形で今現在経営されているか、その中には、例えば石綿管の、当然いわれるようにどのくらい残っている、それと耐震化がどのくらいされているというようなそれぞれのものについて洗い出して、その中から必要な項目、またそれぞれの目標を設定するということが必要でございますし、それがこの計画の中で、当然これが1回にできるものではございません。当然ことを動かせば費用はかかってくるということですので、こういう経済的なもの、財政的なものを勘案した中で当座としてどのくらいの期間でできるかと。また、どういう期間をもって整備を進めていくかということをお伺いしたいと。

それと、この水道ビジョンの設定期間、これが示されている中では、先ほど言いましたように50年、100年というのは当然ビジョンというものの考え方からすれば必要なことですが、実際には当面の目標地点を策定から主に10年程度で実際のできる計画なり、またできる内容を示していくというものも必要だろうということで示されておりますので、そういう中で現実的に実際できるもの、また将来的な課題になるもの、課題として解消できるものというものを整理をした中で、まず策定をしてそれに則して事業推進を図り、また必要にはなっていないかと思いますが、部分的に修正が加わったり、また、それ以降の修正を加えた中で継続的に今事業運営をしていきたいということを考えております。

○京増藤江君

命の源の水、それを供給する水道事業、しっかりと現状を把握してビジョン策定、また基本計画を策定されるようお願いして質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告いたしました議案第5号、議案第6号について質問をいたします。

まず、議案第5号の八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。先ほど、午前中の質疑の中で、今議会でこの議案が採択されたら市民に周知するという答弁がございました。しかし、八街市の国保加入者の半分の世帯が滞納しているという状況下であります。市民の暮らしを左右する負担増を求めるのに後で周知するというのはあまりにもひどい、こうしたやり方は強権的であると言わざるを得ません。

私は、決算委員会の際に国保の問題を質問いたしました。この時点では、既に国保運営委員会から国保税引き上げの答申が市長に出されております。出されていたのにもかかわらず、こうした国保運営委員会の答申がこうであったという報告もございませんでした。市民に開かれた市政運営を私は改めて求めるものであります。

そこで、まずお伺いいたしますのは、引き上げによる影響でございます。条例改正の内容は、資産割を廃止して所得割を1.2パーセント引き上げる、平等割となっている1世帯当たり3万5千円を3千円減額する、1人当たりの均等割を1千円引き上げるというものであります。資産割を廃止することで7千764世帯が軽減になるという説明をこの間いただいてまいりました。固定資産なしの世帯の負担増世帯はどのぐらいになるのか、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

お答えいたします。現在資産割が賦課されていない世帯は約5千700世帯あります。そのうち今回の改正によりまして負担増になる世帯は約3千700世帯となりまして、約2千世帯におきましては減額、または影響が出ないものと考えております。

○丸山わき子君

2千世帯が影響がないんだというような答弁でございました。所得割を1.2パーセント引き上げるとともに、固定資産なしの世帯の負担増の世帯、新たな負担増となるわけです。軽減措置がされている年間所得200万円で40歳以上、2人の子どもがいる世帯では3万9千円、13.2パーセントものアップになるわけです。これは年間所得の17パーセント、大変な国保税を払っていくこととなります。これはかなりの負担増となろうかと思いますが、そういった点ではどんなふうにお考えなんでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

確におっしゃるように、40歳以上65歳未満、子ども2人の世帯は、年間所得200万円の世帯は3万9千円増えることとなります。300万円世帯の方を例に挙げますと、40歳以上65歳未満単身の方が5万3千400円と16.8パーセント最大で増えることとなります。確かにこれは被保険者の皆様の収入から見れば負担は多少は重いと思いますが、

国保財政を維持していくためには、どうしても公費歳入が見込まれない部分は被保険者の皆様にご負担いただくしかないわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山わき子君

今、多少重いと言われましたけども、生活が壊されていくのではないか、このような不安を私は持っています。収入がなくても課税される平等割が減額される、されても均等割が今度は増額されようとしているわけです。これは収入が全くない、子どもも均等割、頭割で計算されているわけですから、子育て世代にとっては本当に大変な負担になっていくというふうに思うわけです。この改正案では、均等割、平等割で増減があって5万5千円になるわけですが、印旛郡市の中でも一番の負担額となっているわけです。軽減されても負担増が一番印旛郡市内では大きいと。本当にもっとこの点では市民の皆さんに負担をかけない、そのためには引き上げはしないということが今求められていると思います。この引き上げによる影響は本当に大きくて、突然の引き上げの提案には到底認められない、私はこのことを改めて申し上げる次第であります。

それから、2番目に、市民につけを回して本当に解消になるのかという問題であります。今回の改正で1億3千万円の収入増を見込むとされていますけども、この改正によって国保会計は改善するかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

今回の税率改正によりまして、約1億3千万円の収入増を見込んでおります。平成28年度以降の単年度での赤字を出さずに累積赤字のこれ以上の増大を防げるものと考えております。

○丸山わき子君

これは改善にはならないと思うんです。これは市民の皆さんは、先ほども担当課より言われましたように多少重いということを言われました。多少どころか大変な負担増となるわけです。今、八街市の国保税の滞納状況、そして、改正後はこの滞納状況はどんなふうになっていくのか、どのように推定されているのでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

改正後の収納率がどうなるかは、はっきりしたことは申し上げられませんが、過去の例を見ますと2パーセント程度税率が落ち込んでおりますので、収納率が低下することも考えられます。

○丸山わき子君

国保の滞納状況というのは、国保加入世帯の約半分の世帯が滞納せざるを得ない状況となっています。高過ぎて払いきれない、こういう世帯が約半数いるのです。これは異常だと思います。この滞納世帯のうちの8割は200万以下の世帯なんです。先ほども質疑の中で、100万以下の方々は軽減につながるけれど、200万円以上の方は負担増になりますという、こういった答弁がございました。

今、八街市の200万円以下の世帯、前年よりも10パーセントも増加しているのです。

そういう深刻な事態の中で引き上げをすれば、さらに滞納者世帯は増加することは明らかです。滞納世帯のうち約3割は短期保険証、あるいは資格書が発行されています。今、正規保険証を持っている方は、1年で1人当たりの病院にかかったレセプト数、これは24枚、こんな報告があるのです。しかし、短期保険証、高齢になりますとわずか5枚しか活用できない、利用できない、利用していないという状況です。受診率が大幅に減ることなんです。国保税をやっと払っていても病院に行けない、病気の重症化につながっていく、あるいは、短期保険証で病院に行くことを躊躇してしまう、こういうことで病気の重症化が進んでしまう。今度の国保税、もし引き上げとなれば、滞納者を増やし、そして必要な医療を受けられない市民を増やすことになる、そういった事態に向かっていくことは明らかであります。市長はこういった八街市民の、もし引き上げとなれば決してプラスではなくてマイナスへの大きな問題が発生してくること、どのようにお考えなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したとおりでございます。国民皆保険につきましては、私どもといたしましては、市民の皆さんが安心して医療を受けられるようにしていくことが、私ども自治体の課せられた重要な責任であるというふうに今思っているところでございます。そうした中におきまして、軽減措置につきましては、八街市につきましてはしっかりその制度を充実させております。その中で、納税相談につきましてはもしっかりと相談に応じまして、きめ細かな相談を受けながら配慮してまいりたいというふうに思っております。

また、資格証明書ということでもあります。資格証明書の交付につきましては、滞納者との接触の機会を確保いたしながら、納付の意思や生活の状況を確認する中で、分割納付等との相談を国保の事情に応じてきめ細やかな対応が可能となりまして、納付につなげていくことがあるものと考えております。

また、保険税の賦課につきましても、現在応益負担分におきまして、低所得者層の所得に応じまして7割、5割、2割の法定軽減措置を適用しておりまして、平成26年1月31日現在やっております。数字的には担当からまたお話があらうかと思えますけれども、高校生世代以下の方につきましては、有効期間が6カ月とする短期保険証を交付しております。また、資格証明書の交付に対しましては、定期的に納税相談通知の送付を行うとともに、新たな特別事情が生じていないかなど納税者の状況の把握にも努めておりまして、納税相談をしっかり務めてまいりたいというふうに思っています。

○丸山わき子君

それは徴収強化の問題であって、市民の暮らしを守るという立場ではないということですよ。今、本当に消費税増税のもとで、また年金の引き下げのもとで、また雇用危機のもとで、市民の暮らしは本当に深刻さを増している。本市の国保加入者1人当たりの平均所得、これはせんだっても申しあげましたけども、77万6千721円なんです。全国では83万円。全国と比べると八街市は本当に低くなっているのです。国保加入者世帯の3分の1は無所得世帯という、八街市は独特のこういった実態を抱えています。ですから、国保が赤字に

なったからといって即市民の皆さんにこの負担を賦課する、こんな危険なことはないと思います。

図らずも、市長は安心して医療にかかれるようにしなきゃならないんだということを言われました。そのためには国保税を引き上げていたのでは安心して医療にはかかれない。これは本当に八街市も大変な状況下でありますけれども、八街市からの一般会計からの繰り入れ、これをやることで今の国保の運営を切り抜けるべきであるというふうに思います。今回の引き上げをするならば、さらなる国保運営は悪化することは明らかであります。今回引き上げたら、次にまた何年後かにはさらにまた引き上げなければならない、こういった状況がもう待ち構えているわけです。どこかでストップさせていく、これは八街市の、後でまた申し上げますけれども、八街市独自だけでは到底できないことです。国も県にも力をかりなければできないことなんです、今回は八街市、一生懸命頑張っ、足を踏ん張ってこれを凍結させる、中止させていく、このことが今求められているというふうに思います。ぜひ、そういう点での積極的な取り組みを求めるものであります。

それで、国保運営の抜本的対策、ここにつきましては、先ほどジェネリック医薬品の本市での使用率は61.2パーセントになっています。全国平均よりも高くなっていますというような報告がございました。このジェネリック医薬品をもっと市民の皆さんに活用していただくという方向があるようですけれども、どう見ても年間2億円の医療費が増大している中で、果たしてジェネリック医薬品だけに頼った解消法でいいのかどうかというところで、今、八街市の国保のこの医療関係を分析いたしますと、やはり病気の重症化、これが大きな問題になっているのではないかと。ですから、病気にならないための予防医療の充実をどれだけ力を入れるかということが求められていると思います。

そして、長野県のように、お金を稼ぐ世帯主にはきちんと健康でいてもらわなきゃならないから医療費の軽減をする、こういった取り組みをやって長野県は医療費の軽減に取り組んでいます。お金をかけることがマイナスではなくて、お金をかけることがプラスになって、大きなプラスになっているということ、そういったやり方も今後は検討していかなければならないのではないかと。私には感ずるところであります。本当に医療費増大させない取り組みは喫緊の問題であります。先ほど来の医療費増大に関する問題がございましたけれども、八街市従来のようなやり方では、この医療費増大をストップさせることはできないと思います。積極的な今後の取り組みを求めるものであります、どのようにお考えか伺いたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

医療費の増大のストップですが、議員さんがおっしゃるとおり、予防医療が重要であると考えております。

そこで、国保の被保険者を対象に行っている特定健康診査、特定保健指導の内容の充実及び受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。特定健康診査の受診率は、26年度、27.6パーセントでございまして、県の平均よりも10パーセントほど低い状況にありま

すので、これを何とか引き上げたいということで、毎年特定健診の内容の充実、あるいは改善を図っているところでございます。

○丸山わき子君

この間もこういった問題に取り組んできているのですが、遅々として進まない。受診率も上がらない。その一方で、医療費だけがどんどんと増大していってしまう。私は本来のようなやり方では、これは克服できないというふうに思います。

それと、国保がやっている特定健康診査、これだけを集中させてもだめだと思えます。今、保健センターの方でやっているがんに関する検査、これもより多くの皆さんに受診していただく、そういった取り組み、あるいは地域に行って地域ぐるみの健康問題に取り組む、それぞれの地域で特色を活かした取り組みを積極的にやっていく。それから、今全くの自主的なグループが、順大から学生さんに来ていただいて、健康になるための体操を一生懸命やっている、そういったところへも支援、それから、もっとそういった取り組みを八街市が積極的に取り組む。これは順大の学生さんですから、本当に積極的に喜んで来てくださるわけです。以前にもこういった取り組みを私どもは紹介したのですが、それには一切対応していただけなかったという経緯があるようなのですが、やはり今あらゆるやり方、あらゆる取り組みで積極的に進めていかなければ、八街市の国保の問題は解決できない。今、市民の皆さんが一生懸命八街市の国保のことを心配して、どうしたら自分たちはいいんだろうか、何をできるんだろうか、どうしたら予防医療のために頑張れるんだろうか、そういう積極的な市民の方はいっぱいいらっしゃるわけです。そういう皆さんに依拠した国保の運営をしていくべきであると。

ですから、私は、今国保税を引き上げるということをしてしまうのではなくて、そういった取り組みを市民の皆さんと積極的に取り組む、その結果、どうしてもできないんだということであれば市民の皆さんだって納得いくと思います。そういうことが中途半端なまま、赤字だから、だから皆さんに負担していただきます。そんなやり方は全く通用しないと思います。そういう点で、私は積極的な予防医療に向けての取り組み、今までのような取り組みでは絶対だめです。もっともっと全国の精神的なそういった取り組みに学んで積極的に取り組むべきであると。厚労省も長野県のやり方に対しては、ぜひ皆さん、各自治体が取り組んでくださいと。長野県に学んで取り組んでくださいということを多々言っているようですが、私は、長野県のような積極的な取り組みをぜひ取り入れていただいて進めていただきたい、このことを申し上げておきたいと思えます。

それから、議案第7号の八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。事業系ごみの状況について、まずお伺いいたしますけれども、過去5年間の処理量と経費についてはどのような状況だったのかお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

事業系ごみの過去5年間の処理量及び経費についてでございますが、平成22年度は、処理量422万3千500キログラム、経費は9千975万302円。平成23年度が、処理

量としまして414万3千580キログラム、経費としまして1億510万95円。平成24年度が、処理量が422万5千440キログラム、経費としまして1億1千236万6千489円。平成25年度が、処理量432万5千470キログラム、経費が1億3千334万9千389円。平成26年度で、処理量としまして436万6千760キログラム、経費としまして1億2千868万9千112円となっております。

以上です。

○丸山わき子君

年々処理量、経費が増えているわけですが、原因は何なんでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

処理量の増加の原因でございますが、ごみ全体の処理量としましてはおおむね横ばいか多少減少傾向にあるというふうにあります。事業系ごみの処理につきましては減少していないような状況でございます。これは、各事業所におきましてごみの分別、リサイクルが徹底されていないことが要因と考えられます。このことにつきまして、今後クリーンセンターにおいて事業所及び一般廃棄物の取り扱い、運搬業者、許可業者ですが、そちらの方に指導を強化し、事業ごみの減量化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

それはいつからやられることなんでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

今までもごみの減量ということをお願いしてきましたが、これ以上に強化をしていきたい。今後これをやりたい、強化をしていきたいと。

○丸山わき子君

順序が逆かなと私は思うんです。本来なら、そうした指導を徹底することによって分別をしていただくと。分別してもさらにその量が増えるというのであれば、今回のような手数料ということも検討されるでしょうけれども、分別を徹底してもいないのに手数料を取りますよというのは、私はこれはいかがなものかなと。これは一体どのぐらいの事業所があつて、どの程度の指導をしたのか、この間。これは担当課としても事業ごみのあり方についてはかなり調査研究はされていると思うんですけど、その辺は質問できれば、減量化の取り組みについてのところでお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

事業系の業者につきましては、市で許可を出している業者が10社ございます。それらに関しまして、減量の方をお願いしているわけでございますが、減量のお願いをしているのが足らなかったと言えば足らなかったということでございますが、これからは処分の減量化についてはお願いをしていきたいというふうには考えています。

○丸山わき子君

今足りなかったということを言われているのですが、やはり徹底した取り組みがどうもされていないと。現地に行って業者さんが回収するごみに関してもきちんと分別の、現場で指

導するくらいのことをしないと、これはなかなか改善されていかないのではないかというふうに思うんです。引き上げによって減量していく効果というのはあるのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

○経済環境部長（麻生和敏君）

引き上げによる効果でございますが、前回、平成19年度に事業系の手数料の値上げをしております。その際には、およそ1割の減量効果がありましたので、今回につきましてもそれだけの効果が見込まれるというふうには考えております。

○丸山わき子君

そのときは減るのです。そのときは減ります。しかしながら、平成21年の事業系のごみは4千335トン、平成25年度では4千629トンということで増えてきているわけです。だから、そのときは減るかもしれないけれども抜本的な対策にはならないということが明らかになっていると思う。だから、そういう意味では、私は今ここで若干の、若干といっても25円92銭から30円24銭に引き上げるわけですけれども、引き上げによって若干の軽減はあってもすぐ元に戻ることは明らかであると。

だから、こうした小手先の改善ではなくて抜本的な改善をやらなければ何もしない。確かに、この経費について1億9千万円、これもどんどん引き上がってきているわけなんですけれども、この間私が申し上げてきたように、燃やさないごみの行政をどれだけ進めるのか、これは事業系のごみに関しても厳しく問われることであると。特に家庭形のごみと事業系のごみの割合は、この5年間平均で家庭形のごみは83パーセント、事業系のごみは17パーセント、ですから、家庭系もそうなんですけれども事業系はわずか17パーセントなわけですから、徹底した指導、監督をすれば、これはごみの分別はすぐできるのではないですか。そういう意味では、私は徹底した燃やさないごみ行政という立場にいかにつか、このことが求められていると思います。そういう点で事業系のごみに対して、先ほども申し上げましたけれども、料金引き上げの前にやるべきことを徹底してやる、このことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

先ほど処理費用の方を答弁いたしました。25年度において1キログラム当たりは30円83銭、26年度で29円48銭という経費がかかっております。改正後8年がたちまして、処理経費につきましても増加傾向にあるということでございますので、今回ここで改正の方をお願いしたいと思います。

○丸山わき子君

だから、それはイタチごっこなんじゃないですかということなんです。やっぱり八街市は本当に財政難の中で、年間約10億円のクリーンセンター費が投入されているわけです、クリーンセンターに関しては、いかに税金を投入しないでクリーンセンターの運営をするかというのが問われていると思います。ですから、徹底したごみの分別をやるべきであると。そして、燃やさないごみ行政をいかに進めるか、このことにどれだけ早く着手するかが問われ

ていると思います。市民の中には、こうした分別をもっとやるべきではないかと、燃やすごみ行政、これからは早く足を洗うべきではないか、そんなところに税金を使わないで市民の暮らしにもっと税金を使ってほしいんだ、そういう厳しい意見を持った方々がいらっしゃいます。それは当たり前だと思います。

以前も私、一般質問でも紹介いたしましたけど、九州の志布志市では一切燃やさない、こういう取り組みがされています。そして、八街市よりも人口の多い自治体でも燃やさない行政をいかに進めるか、これも一生懸命取り組んでいる自治体も多くございます。燃やしてしまえば一番簡単ですけども、そこにはお金がつかまとうわけです。八街市もこれからの本当に厳しい市財政のことを考えたら、燃やさないということをまず前提にした取り組みを来年度からもう始めていただきたい。そういった点で、これは全庁上げての取り組みをしなければならないのではないかとこのように思います。今、庁舎内では分別を始めましたというような報告が前回もありましたけれども、これは部分的にやっているのではなくて、これをどんどんと市民の中に、これは浸透させていく必要もあると。そのためには市民の皆さんの協力をいただく、こういうことも広く取り組んでいくためには、市民の皆さんとどれだけ取り組んでいくかということが問われると思います。それが市民協働の街づくりではないかというふうに思うわけです。

私は、市の一般廃棄物処理基本計画、27年度、この3月に作られましたけれども、これを見ていたのでは、本当に燃やすごみ行政になってしまっている、一日も早くこれを改善していただきたい。せんだって、部長はこの見直しに関してはすぐはできないという大変スロウな答弁をいただいたわけですけども、今の八街市の財政状況からいけば、スロウな答弁ではあってはならない、早急な取り組みで進めていくべきであるということを私は強く申し上げておきます。

私は、先ほど来、国保の問題、そしてごみ行政の問題、私は共通する問題があると思います。どちらも市民の暮らしを無視した行政であるということなんです。どちらも市民の皆さんの力をかければ解決できる、そういう内容だと思います。国保税もそうです。先ほど申し上げましたけども、予防医療でどれだけ市民の皆さんと力を合わせてやっていくのか、どれだけ市民の皆さんの力を引き出すのか、ごみの問題もそうです。ごみも、これは本当に市民の皆さんがクリーンセンターに10億円もかけるなんて大変もったいない、こういう意識を持ち始めています。ですから、市民の皆さんと一緒にごみを減量化させていく、そういった取り組みを私はやっていただきたい、このように思います。ぜひ、このことを申し上げまして私の質問を終わりにいたします。

○議長（加藤 弘君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

ただいま議題となっています議案第1号から議案第13号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日9日から17日までの9日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。12月9日から17日の9日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月18日は午前10時から本会議を開き、継続審査事件である各会計決算の委員長報告、質疑、討論及び採決、並びに各本定例会を付託議案の委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、文教福祉常任委員会協議会を第2会議室で行います。その後、議会運営委員会を第2会議室で行います。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時50分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第13号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

-
- 議案第1号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第2号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 市道路線の認定について
- 議案第9号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第10号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第11号 平成27年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について